

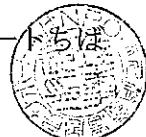
株式会社千葉銀行
取締役頭取 佐久間 英利 殿

令和元年 5月 10 日

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
理事長 拝師 徳彦



申入れ書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当法人は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当法人は、貴行の規定である「ちばぎんカードローン契約」の内容について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、以下のとおり申し入れをいたしますので、令和元年6月21日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本問い合わせ及び貴行からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 申入れの趣旨

貴行の規定である、「ちばぎんカードローン契約」のうち、第9条1項(7)の削除を求める。

第2 申入れの理由

1 「ちばぎんカードローン契約」第9条1項(7)の内容

貴行の「ちばぎんカードローン契約」第9条1項(7)は、契約者に「相続の開始があったとき。」を期限の利益喪失事由とし、契約者の相続人は期限前の全額返済義務を負うこととされております（以下、「本件条項」といいます）。

2 消費者契約法第10条該当性について

消費者契約法第10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって（以下、「第10条前段」といいます。），民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

(以下、「第10条後段」といいます。)は、無効とする。」と規定しており、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めております。

(1) 第10条前段該当性

民法第136条2項は、「期限の利益は、放棄することができる。」と規定しております。本条項は任意規定であり、約款上、期限の利益を放棄する条項を設けることができます。

ただし、民法第136条は、「相続の開始があったとき。」について期限の利益を放棄する場合とは規定しておりません。また、民法第137条には、「債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。」(1号)、「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。」(2号)、「債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。」(3号)の3つの期限の利益喪失事由が規定しておりますが、「相続の開始があったとき。」は期限の利益を喪失する場合とは規定しておりません。

むしろ、民法第896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定しており、相続の場合の被相続人のカードローン債務は、期限の利益のある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき。」に一律に期限の利益を喪失するとする条項であり、民法第896条に比して消費者の義務を加重しております。

(2) 第10条後段該当性

本件条項が適用された場合の相続人(消費者)の利益状況を検討してみると、債務者が死亡した場合、相続した債務について分割であれば支払えるが、一括の返済はできないという相続人は非常に不利益な事態となります。

例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が貴行から全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合があります。また、債務について貴行の保証会社が代位弁済により代位する場合は、貴行所定のカードローンの利息よりも高額な遅延損害金を支払わなければならなくなります。

貴行は保証会社から代位弁済を受ける場合は、被相続人の死亡という偶然の事情により保証会社から全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避することができます。しかし、貴行の保証会社(エム・ユー信用保証株式会社)が代位弁済をすると、「保証委託約款」第6条により、相続人は、保証会社から一括返済を求められることとなり、また、分割弁済の交渉をしている間も利息よりも高額な遅延損害金を加算されるので、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。

以上のように、「相続の開始があったとき。」を期限の利益を失わせる条項とすることは、貴行には民法の規定以上に利益がある一方、カードローン利用者の相続人(消費者)にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

3 まとめ

従って、本件条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効であるので、削除を求めるものです。

以上

(添付資料)

資料1：ちばぎんカードローン契約

資料2：保証委託約款

【ちばぎんカードローン契約】

私はエム・ユー信用保証株式会社（以下「保証会社」という。）の保証にもとづき、株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）の当座勘定利用による当座貸越取引（ちばぎんカードローン取引）をするについて、次の各条項を約定します。

第1条（契約）

本契約は、私からの申込を銀行が承諾したときに成立します。

第2条（取引方法）

1. 本契約によるちばぎんカードローン取引は、銀行の本支店のうちいずれか1か店のみで開設できるものとします。
2. ちばぎんカードローン取引は、インターネットバンキング、テレフォンバンキングまたはローンカード（以下「カード」という。）の使用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手、手形の振出しあるいは受け、公共料金等の自動支払い（別途約定のあるものを除く）は行いません。
3. ちばぎんカードローン取引にとづく当座貸越はインターネットバンキング、テレフォンバンキングまたはカードを使用して払戻しすることにより発生し、また入金することにより減少します。
4. 前2項目にかかわらず銀行が認めた場合に限り、私は銀行所定の手続きをしたうえで、当座貸越権利書または当座貸越口座開設後に交付する契約内容のご案内に記載の私名義の返済用預金口座（以下「指定預金口座」という。）に当座貸越の代わり金を入金する方法により、当座貸越による借入ができるものとします。（以下、当該借入方法を「カードローン人金サービス」といいます。）この場合、銀行は当座貸越から第4条に定める貸越極度額の範囲内で当座貸越を行ない、指定預金口座に入金するものとします。
5. カード、現金自動支払機、現金自動預金機の取扱いは、別に定めるローンカード規定によります。

第3条（契約期限）

1. 本契約の期限は、契約日の1年後の応当日の属する月の末日とします。ただし、契約期限の前日までに銀行或いは私のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、この期限はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 契約期限の前日までに銀行或いは私が期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - (1)カードは取扱店に返却します。
 - (2)契約期限の翌日以降本契約による当座貸越は受けません。
 - (3)当座貸越元利金は、本契約の各条項に従い清算し、当座貸越元利金が完済した日に本契約は当然に解約されるものとします。
 - (4)契約期限に当座貸越元利金がない場合は、契約期限の満了をもって本契約は当然に解約されるものとします。
3. 第1項にかかわらず、契約期限は、私の満65歳の誕生日以降に到来する契約期限をもって満了とするものとし、契約期限の延長は行わないこととします。その後の手続きは前項と同様とします。

第4条（貸越極度額）

1. 本契約の貸越極度額は、銀行および保証会社が審査のうえ決定し、私に通知します。
2. 銀行および保証会社は私の借入状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。私は利用限度額の範囲内で繰り返し当座貸越による借入ができるものとします。なお、銀行が利用限度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。
3. 私について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を下限にすることを含みます。）することができるものとします。
 - (1)本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - (2)私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
4. 前項により、利用限度額を減額した後に、私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合には、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額するものとします。
5. 利用限度額の変更に関しては、銀行から私にて、変更後すみやかに書面にて通知するものとします。
6. 第3項の取扱いにより利用限度額を減額（利用限度額を0にすることを含みます。）されている間、弁済は第6条の定めにより行われるものとします。

第5条（貸越元利金・損害金等）

1. 本契約による当座貸越元利金は付利単位100円とし毎月銀行所定の日に、銀行の定める利率・方法により算出するものとし、計算の都度第2条第3項にかかわらず、当座貸越口座残高に組入れると同意します。また、銀行が現金による利息の支払を請求したときは、直ちにこれに応じます。
2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年19.8%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年3.65日割計算とします。
3. 金融情勢の変化その他当座の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般的に行われる程度のものに変更することが出来るものとします。銀行はこの変更の内容を銀行の本支店等に掲示するものとします。
4. 保証会社の保証にかかる保証料は、銀行の負担とします。
5. 銀行に私に対して割引利率を適用した場合には、私は通知することなく銀行はいつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

第6条（約定弁済・任意弁済）

1. 本契約にもとづく毎月の弁済は借入要項記載の日（銀行休業日の場合は翌営業日とし、以下「約定返済日」という。）に、前月約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日）現在貸越残高があり、かつ引き続き約定返済日前に貸越残高があるものか対象となり、約定返済日前現在の当座貸越残高につき下記のとおり弁済します。ただし、約定返済日前現在の当座貸越残高が約定弁済額に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。

約定返済日前現在の貸越残高	約定返済額	約定返済日前現在の貸越残高	約定返済額
10万円以下	2千円	200万円超	300万円以下
10万円超 20万円以下	4千円	300万円超	400万円以下
20万円超 30万円以下	6千円	400万円超	500万円以下
30万円超 40万円以下	8千円	500万円超	600万円以下
40万円超 50万円以下	1万円	600万円超	700万円以下
50万円超 100万円以下	2万円	700万円超	800万円以下
100万円超 200万円以下	3万円	—	—

2. 前項による約定弁済のほかに当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を弁済することもできるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。なお、入金額が当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額について指定預金口座に入金するものとします。

第7条（弁済方法）

1. 前条第1項による当座貸越元の弁済にあたっては、払戻請求書等の提出なしに指定預金口座から引落しのうえ充当してください。なお、万一預け入れが遅延した場合にも銀行は、預け入れ後いつでも約定返済額に第5条第2項の損害金を加えた額（以下「弁済額相当額」という。）について同様の取扱いを行ってください。
2. 指定預金口座の残高が約定弁済額または弁済額相当額を超える場合は、銀行はその一部の弁済にあたる取扱いはせず、その全額について期限に弁済がないものとします。この場合、約定弁済額または弁済額相当額に満たないときは、当座貸越残高の全額を一時中止しても異議ありません。

第8条（諸費用の引落し）

- 本契約の締結に関し、私が負担すべき印紙代等の費用は銀行所定の日、方法により第2条第3項にかかわらず当座貸越口座から引落しのうえ費用の支払いにあてるに同意します。

ただし、印紙代については銀行が認めた場合に限り、銀行所定の日に払戻請求書等の提出なしに指定預金口座から引落しのうえ支払いにあてるにできるものとします。

第9条（期限前の全額弁済義務）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくとも、当然に当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。なお、この場合銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。
 - (1)支払いの停止または被廃の申立があったとき。
 - (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3)私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4)第6条第1項の約定弁済を遅延し、書面等により督促したにもかかわらず翌々月の約定返済日までに弁済額相当額を弁済しなかったとき。
 - (5)保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。

(6)住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となつたとき。

(7)相続の開始があつたとき。

2. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行が通知したときに、当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。
 - (1)私が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかつたとき。
 - (2)私が銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - (3)私について、民事再生手続または個人民事再生手続開始の申立てがあつたとき。
 - (4)この取引に廻し私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (5)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第9条の2（反社会的勢力の暴力）

1. 私は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、総会屋等、社会運動等標榜する者または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)私が事業を經營する場合であつて、暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2)私が事業を經營する場合であつて、暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)私または私が事業を經營する場合であつて経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5)その他の前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切である場合には、銀行から請求があり次第、当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、私がその責任を負います。

第10条（解約等）

1. 第9条各号の事由があるときは、いつでも銀行は当座貸越を中止または本契約を解約することができます。
2. 前条の規定により、当座貸越元利金全額の弁済がなされたときに、本契約は解約され、失効するものとします。
3. 本契約による当座貸越取引が終了した場合には、直ちに当座貸越元利金を弁済します。
4. 本契約による契約期限前に当座貸越取引を解約する場合で当座貸越元利金があるときは直ちにその全額を弁済します。

第11条（相殺・相手の相殺）

1. 本契約の定めによつて当座貸越元利金を弁済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり預金の払戻しを受け、本契約による債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとします。
3. 前2項によつて銀行が相殺または払戻充当する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第12条（相殺・相手の相殺）

1. 弁済期における私の預金その他の債権と本契約の債務とを、その債務の期限が未到来であつても、私は相殺することができます。
2. 前項により私が相殺する場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり預金の払戻しを受け、本契約による債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとします。
3. 私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到着の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第13条（充当の指定）

1. 弁済または第1条による相殺または払戻充当の場合において、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に對しては異議を述べることができないものとします。
2. 第12条によつて私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、以下のとおり取扱うものとします。
 - (1)私は銀行に対して、書面による通知をもつて充当の順序方法を指定することができます。
 - (2)私が前号による指定をしなかつたときは、銀行は適当と認める順序方法により充当することができ、私はその充当に對しては異議を述べることができないものとします。

第14条（危険負担・免責事項等）

1. 私が銀行に対して、書面による通知をもつて充当の順序方法を指定することができます。
 - (2)私が前号による指定をしなかつたときは、銀行は適当と認める順序方法により充当することができ、私はその充当に對しては異議を述べることができないものとします。

第15条（届出事項の変更）

1. 氏名、住所、職業（勤務先）、電話番号、印鑑等その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面または銀行所定の方法によって届出をします。この届出の前に生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。

第16条（危険負担・免責事項等）

1. 私が銀行に対して、書面による通知をもつて担当の取扱いをして貰ふことを希望する場合にあつたときは、当該カードが、銀行が交付したものであることをおひらくされたりたと認めて取扱いをさせ、もしくはカードによる払戻しにおいて、相違ないと認めて取扱いをさせたとき。

第17条（届出事項の変更）

1. 氏名、住所、職業（勤務先）、電話番号、印鑑等その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面または銀行所定の方法によって届出をします。この届出の前に生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。

第18条（代理の引受け）

1. 私が前項の届出を怠つたために、銀行からなされた通知または送付された書類が延着し、または到達しなかつた場合には、通常到達すべきときに到達したものとされても異議はありません。

- (2)私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名等その他必要な事項を届出るものとします。
 (3)私またはその代理人は、既に補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも第1号および第2号と同様に届出るものとします。
 (4)私またはその代理人は、第1号から第3号の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に銀行に届出るものとします。
 (5)第1号から第4号の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第16条（報告・調査）

- 銀行から財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提供または報告を求められたときに直ちに応じます。
- 財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じる恐れがあるときは銀行に報告します。

第17条（契約の変更）

本契約の内容を変更する場合（第5条第3項により利率及び損害金の割合が変更される場合を除く。）、銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行本店の店頭への表示その他相当の方法で公表するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容により本契約を履行します。

第18条（合意管轄）

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または表記の銀行取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（個人信用情報機関の登録等）

- 私は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取扱上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手段、解約、完済等の裏実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当初利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

- 前項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません。）。

①銀行が加盟する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

②同機関と提携する個人信用情報機関

株式会社日本信用情報機構（JICC）

<http://www.jicc.co.jp/>

TEL 0570-055-955

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

<http://www.cic.co.jp/>

TEL 0570-666-414

[自動融資取引の特約]

自動融資を利用する場合には、上記のちばぎんカードローン契約の各条項のほか次の条項が適用されるものとします。

- 指定預金口座が、銀行所定の預金口座振替契約による引き落し口座に指定されている場合、その預金口座振替の請求額が指定預金口座の支払可能預金残高（指定預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる金額を支払可能預金残高に含む。）を超えるとき、銀行は当座貸越口座から第4条に定める利用限度額の範囲内で自動的にその不足金相当額の当座貸越（この当座貸越を以下「自動融資」という。）を行い、指定預金口座に入金するものとします。
なお、第6条および第7条に定める約定弁済金、第8条の諸費用の支払いのほか銀行との融資取引に関し私の負担する債務の弁済金の自動引き落し、預金の払戻し、預金間の振替、送金については、自動融資の対象としません。
- 指定預金口座に対して、同日に数件の預金口座振替の請求があり、その合計額が前項により自動融資のできる額を超える場合は、そのいすれの預金口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任選とします。
- 指定預金口座への自動融資による入金（当座貸越口座からの当座貸越）と同日付での現金・振込および振替による指定預金口座への入金があつた場合は、銀行は前者を優先して指定預金口座の支払可能預金残高不足に充当する取扱いとしても異議はありません。
以上

【保証委託約款】

保証委託契約者（以下「契約者」という。）は、次の各条項を承認のうえ、株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）との、ちばぎんカードローン契約（以下「原契約」という。）にもとづき、契約者が銀行に対し負担する債務については、エム・ユー信用保証株式会社（以下「エム・ユー信用保証」という。）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

- 契約者がエム・ユー信用保証の保証を委託する債務の範囲は、原契約にもとづき契約者が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、エム・ユー信用保証が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行なわれ、また、制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。なお、保証内容が変更があった場合でも、契約者が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかるエム・ユー信用保証の保証債務は、免責事由が生じた場合を除き存続します。
- 原契約の内容が変更されたときは、本契約（個人情報の取扱いに関する同意書）を含む、以下同じ。）にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- エム・ユー信用保証による保証は、エム・ユー信用保証が保証を適当と認め保証決定をした後、契約者と銀行の間で原契約が締結されたときには成立するものとします。
- 本契約にもとづく保証委託の有効期限は、契約者と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条（債務の弁済）

エム・ユー信用保証の保証を得て銀行から融資を受ける場合、契約者は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金ともに遅延なく支払い、エム・ユー信用保証に一切負担をかけません。

第3条（反社会的勢力の排除）

- 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、結会屋等、社会運動等構ぼうゴトまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - この契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流す、偽証を用いたりまたは威力を用いて銀行もしくはエム・ユー信用保証の信用を毀損し、または銀行もしくはエム・ユー信用保証の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 契約者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約者の取引を継続することが不適切である場合には、エム・ユー信用保証はこの保証を中止し、または本契約を解約することができるものとします。中止または解約の場合は、第4条第5項を除き、第4条を準用します。
- 前項の規定により、契約者が損害が生じた場合にも、エム・ユー信用保証に何らの請求をしません。また、エム・ユー信用保証に損害が生じたときは、契約者がその責任を負います。

第4条（中止・解約・終了）

- 原契約または本契約にもとづく契約者の不履行などエム・ユー信用保証が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでもエム・ユー信用保証はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後通知をもってエム・ユー信用保証の通知に代えるものとします。
- 前項によりエム・ユー信用保証から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、エム・ユー信用保証には負担をかけません。
- 原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了することとします。この場合、契約者は、エム・ユー信用保証が保証依頼書を契約者あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
- 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、エム・ユー信用保証の保証債務が免責される事由が生じた場合、契約者は、エム・ユー信用保証が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
- 第1項により保証を解除された場合でも、契約者が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかるエム・ユー信用保証の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第5条（代位弁済）

- エム・ユー信用保証が銀行から保証債務の履行を求められた場合、契約者は、エム・ユー信用保証が契約者に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- エム・ユー信用保証が銀行に対して代位弁済をした場合、契約者は、銀行が契約者に対して有していた一切の権利がエム・ユー信用保証に継承されることに異議ありません。
- 前項によりエム・ユー信用保証が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条（求償権）

- 前条によりエム・ユー信用保証が銀行に対して代位弁済した場合、契約者は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちにエム・ユー信用保証に支払います。
 - 前条によりエム・ユー信用保証が代位弁済した全額。
 - エム・ユー信用保証が代位弁済のために要した費用の総額。
 - ①の金額に対するエム・ユー信用保証が代位弁済した日の翌日から契約者が求償債務の履行を完了する日まで、年14.5%の割合（年365日の日割計算）。ただし、うるう年の場合は、年366日の日割計算）による遅延損害金。
 - エム・ユー信用保証が契約者に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条（求償権の裏前行使）

- 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者は第5条による代位弁済前であっても、残債権の全部または一部について求償権行使されても異議ありません。
 - 銀行またはエム・ユー信用保証に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - 保全処分・強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があつたとき。
 - 相続公認の滞納以外、または手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - その他債権保全のためエム・ユー信用保証が必要と認めたとき。
- エム・ユー信用保証が前項により求償権行使する場合、契約者は、原債務に担保があるか否かを問わず求償権に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第8条（弁済の充当順序）

契約者の弁済した金額が、エム・ユー信用保証に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、契約者はエム・ユー信用保証が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、契約者についてエム・ユー信用保証に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条（通知義務等）

- 契約者の財産、経営、職業、地位、業況等についてエム・ユー信用保証から求められた場合、契約者はただちに通知し、資料開示等の調査に協力いたします。
- 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、契約者は、ただちに通知しエム・ユー信用保証の指示に従います。
- 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、契約者はただちにエム・ユー信用保証に届出いたします。
- 契約者が前項の届出を怠つたため、エム・ユー信用保証が、契約者から届出のあった氏名、住所にて、通知または送付書類を発送した場合、延長または到着しなかったときでも通常到達すべきときと見做したものとみなします。

第10条（成年後見人等の届出）

- 契約者またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によってエム・ユー信用保証に届出いたします。
- 契約者またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名・その他必要な事項を書面によってエム・ユー信用保証に届出いたします。
- 契約者またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合でも、第1項および第2項と同様に届出いたします。
- 契約者またはその代理人は、第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
- 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、エム・ユー信用保証に一切負担をかけません。

第11条（公正証書の作成）

契約者は、エム・ユー信用保証の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第12条（管理・回収業務の委託）

契約者は、エム・ユー信用保証が契約者に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に専従する特別指揮官」（もとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社）に対して委託することに異議ありません。

第13条（債権の譲渡）

契約者は、エム・ユー信用保証が契約者に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第14条（保証委託約款の変更）

- 保証委託約款の内容を変更した場合、エム・ユー信用保証は契約者に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認める方法により公告します。
- 変更内容に関する通知または公告がされた後に、契約者が原契約にもとづく取引をした場合、エム・ユー信用保証は契約者がその変更内容を承認したものとみなします。

第15条（費用の負担）

契約者は、エム・ユー信用保証が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いはエム・ユー信用保証の所定の方法に従います。

第16条（管轄裁判所の旨意）

契約者は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、訴額にかかわらずエム・ユー信用保証本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

エム・ユー信用保証株式会社
東京都新宿区西新宿1-6-1